



一時預かり事業の利用について



一時預かり事業とは、保護者が勤務や傷病、育児に伴う心理的・肉体的負担により一時的に保育を必要とされる場合などに利用していただけます。

具体的には、以下のとおりです。

- 保護者の短時間就労・職業訓練・就学等により、家庭における育児が困難となり、保育が必要となる場合
- 保護者の疾病・事故・出産・看護・介護・冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により、緊急・一時的に家庭における育児が困難となり、保育が必要となる場合
- 保護者の育児などに伴う心理的・肉体的負担を解消する等の私的理由により、一時的に保育が必要となる場合

対象児童

●綾部市に在住する生後10か月から就学前の保育園・認定こども園及び幼稚園に通っていない児童。

※ただし、里帰り出産、災害により被災された世帯その他理由により一時的に市内に滞在している場合は、住所を有していない又は他の保育園・認定こども園及び幼稚園に通園していても利用できます。



利用日数

週に3日を限度とします。

保育料

- 0歳児 1時間当たり 400円
- 1・2歳児 1時間当たり 350円
- 3歳児 1時間当たり 300円
- 4歳児以上 1時間当たり 250円

- ・利用年度の4月1日時点での該当年齢で計算します。
- ・給食費・おやつは、別途300円必要です。
- ・料金は、直接園にお支払いください。

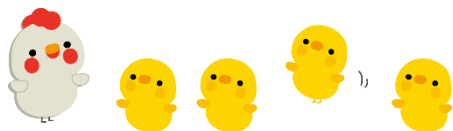
※別途申請して「保育の必要性」の認定を受けた場合に、無償になる場合があります（上限額あり）。

利用方法

一時預かり事業利用申込書に必要事項を記入のうえ、市役所子育て支援課に提出してください。なお、利用時間等については、直接園と相談してください。定員の都合や各園の保育体制の状況により、ご希望に添えない場合があります。

実施場所

園 名	所在地	TEL
せんだん苑こども園（私立）	青野町宮ノ前28	43-2547
せんだん苑南こども園（私立）	上野町上野122-1	42-6090
綾部ひまわり共同保育園（私立）	上野町上池田40	42-2890
中筋幼児園（私立）	大島町外山田8-14	42-1588
綾東こども園（私立）	十倉名畑町三ツ辻7-2	45-1488
豊里幼児園（私立）	栗町土居ノ内57-1	48-0256
吉美こども園（私立）	有岡町樋ノ本18-1	42-0296
物部保育園（公立）	物部町建田15	49-0026



お問い合わせ先

綾部市 健康こども部 子育て支援課 保育担当
TEL：42-7624（直通）